



長野県報

2月25日(火)
令和2年
(2020年)
第83号

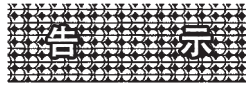
目次

告示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	1
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更（障がい者支援課）	2
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退（障がい者支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2
公共測量の終了（建設政策課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

公告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	4
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	5



長野県告示第64号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
小平 睦月	心臓 腎臓 呼吸器	飯田市鼎中平1936 社会医療法人健和会 健和会病院
松下 明正	ぼうこう又は直腸	松本市村井町南2丁目20番30号 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター
中村 由実	肢体不自由	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324 上伊那生協病院
國見 一人	肢体不自由 ぼうこう又は直腸	上田市中央西1-1-20 医療法人慈善会 安藤病院
上野 晃弘	音声・言語 そしゃく 肢体不自由	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
後藤 正博	腎臓 ぼうこう又は直腸	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
森田 岳広	心臓	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター

丸山 悠太	肢体不自由 心臓 呼吸器 免疫	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
-------	--------------------------	--------------------------

澤井 循暉	視覚	南佐久郡佐久穂町大字高野町328 佐久穂町立千曲病院
-------	----	-------------------------------

障がい者支援課

長野県告示第65号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
小松 信男	小諸市相生町三丁目3番21号 長野県厚生農業協同組合連合会 浅間南麓こもろ医療センター	北佐久郡御代田町御代田2333-2 こまつ内科・消化器内科クリニック
森田 正重	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院
若林 真司	松本市村井町南2丁目20番30号 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター	松本市寿中2-1567-1 若林整形外科クリニック
磯部 研一	松本市村井町南2丁目20番30号 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター	松本市大字笹賀5441-2 いそべ整形外科クリニック

障がい者支援課

長野県告示第66号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
青木 啓一	茅野市ちの3550-10 池田医院	令和元年12月1日
寺島 英一	下伊那郡大鹿村大河原362-1 大鹿村立診療所	令和元年12月31日

障がい者支援課

長野県告示第67号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市信州新町山穂刈字栗屋3542（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第68号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
小県郡長和町大門字若松1850の5、1850の20、1850の23、1850の26、1850の59、字日山2176の4、2176の20
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第69号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡根羽村382の60から382の63まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
382の60（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第70号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡上松町大字小川4639の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第71号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町開田高原末川3067の25
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第72号

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（中部山岳計画区の空中写真撮影）
- 2 作業期間
平成31年4月24日から令和元年12月16日まで
- 3 作業地域
松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年3月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年2月25日

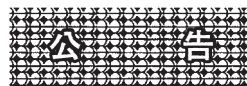
長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上飯田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村6525番の1地先から 下伊那郡喬木村1403番の2地先まで	旧	11.0~15.7 m	0.1897 km
同 上	新	11.0~22.8	0.1897

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村1358番の12地先から 下伊那郡喬木村5110番の42地先まで	旧	12.1~13.6 m	0.0194 km
同 上	新	12.1~15.1	0.0194

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
穂高西ショッピングセンター（生活館）
安曇野市穂高有明10360-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
142台	125台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時	午後11時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前7時	午後11時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午後11時30分まで	午前6時30分から 午前11時30分まで

- 4 変更する年月日
3(1)令和2年10月7日
3(2)、(3)令和2年4月1日
- 5 届出年月日
令和2年2月6日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和2年2月25日から令和2年6月25日まで
- 8 意見書の様式